

新旧対照表 IC O C A乗車券取扱規則

現 行	改 正	特 記 事 項
<p><b>(IC O C A乗車券の発売)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 当社線で発売する IC O C A乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><b>2</b> 前項の IC O C A乗車券の発売箇所は次のとおりとする。</p> <p>(1) IC O C A 別表 1 に定める駅</p> <p>(2) 小児用 IC O C A 別表 2 に定める駅</p> <p>(3) IC O C A定期券(大人用および小児用) 別表 2 に定める駅</p> <p><b>3</b> 第 1 項の規定にかかわらず、<u>別表 3</u>に定める種類の IC O C A乗車券は発売しない。</p> <p><b>(契約の成立時期および適用規定)</b></p> <p><b>第 5 条</b> IC規則第<u>5</u>条の規定にかかわらず、IC O C A乗車券の契約は、IC O C A乗車券を購入したときに成立する。</p> <p><b>2</b> 個別の運送契約の成立時期は IC規則第<u>5</u>条に定めるとおりとする。</p> <p><b>(デポジット)</b></p> <p><b>第 8 条</b> IC O C A乗車券を発売するにあたり、当社は IC証票を発行者に代わり旅客に貸与することができる。こ</p>	<p><b>(IC O C A乗車券の発売)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 当社線で発売する IC O C A乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><b>2</b> 前項の IC O C A乗車券の発売箇所は次のとおりとする。</p> <p>(1) IC O C A 別表 1 に定める駅</p> <p>(2) 小児用 IC O C A 別表 2 に定める駅</p> <p>(3) IC O C A定期券(大人用および小児用) <u>別表 1 および別表 2 に定める駅(小児用 IC O C A定期券については、別表 2 に定める駅)</u></p> <p><b>3</b> 第 1 項の規定にかかわらず、<u>別表 4</u>に定める種類の IC O C A乗車券は発売しない。</p> <p><b>(契約の成立時期および適用規定)</b></p> <p><b>第 5 条</b> IC規則第<u>4</u>条の規定にかかわらず、IC O C A乗車券の契約は、IC O C A乗車券を購入したときに成立する。</p> <p><b>2</b> 個別の運送契約の成立時期は IC規則第<u>4</u>条に定めるとおりとする。</p> <p><b>(デポジット)</b></p> <p><b>第 8 条</b> IC O C A乗車券を発売するにあたり、当社は IC証票を発行者に代わり旅客に貸与することができる。こ</p>	<p>券売機更新に伴い、全駅赤色券売機で発売実施のため改定</p> <p>別表 3 追加により変更</p> <p>IC規則の変更により、改定</p>

の場合、デポジットとして I C 証票 1 枚につき 500 円を旅客から収受する。

2 前項のデポジットは I C 規則第 21 条の規定により当該 I C O C A 乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができる。

3 (略)

#### (S F 金額のチャージ)

**第 9 条** 旅客は I C 規則第 13 条の規定により、I C O C A 乗車券に S F 金額をチャージすることができる。ただし、第 3 条第 4 号に定める、定期券機能のみを搭載する I C O C A 定期券にあつてはこの限りではない。

#### (発売額)

**第 12 条** 別表 1 で定める駅で発売する I C O C A の発売額は 1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円から選択するものとし、その発売額にはデポジット 500 円を含むものとする。

2 別表 2 で定める駅で発売する I C O C A および 小児用 I C O C A の発売額は 2,000 円とし、その発売額にはデポジット 500 円を含むものとする。

#### (小児用 I C O C A の再印字)

**第 14 条** 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A は、別表 2 に定める駅において、券面表示事項の再印字を請求することができる。

の場合、デポジットとして I C 証票 1 枚につき 500 円を旅客から収受する。

2 前項のデポジットは I C 規則第 23 条の規定により当該 I C O C A 乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができる。

3 (略)

#### (S F 金額のチャージ)

**第 9 条** 旅客は I C 規則第 15 条の規定により、I C O C A 乗車券に S F 金額をチャージすることができる。ただし、第 3 条第 4 号に定める、定期券機能のみを搭載する I C O C A 定期券にあつてはこの限りではない。

#### (発売額)

**第 12 条** 別表 1 で定める駅で発売する I C O C A の発売額は 1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円から選択するものとし、その発売額にはデポジット 500 円を含むものとする。

2 別表 2 で定める駅で発売する 小児用 I C O C A の発売額は 2,000 円とし、その発売額にはデポジット 500 円を含むものとする。

#### (小児用 I C O C A の再印字)

**第 14 条** 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A は、別表 2 または別表 3 に定める駅において、券面表示事項の再印字を請求することができる。

I C 規則の変更により、改定

I C 規則の変更により、改定

定発機では I C O C A (定期券なし) の発売は行っていないため改定

券売機更新に伴い、赤色券売機で券面再印字が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定

**(小児用 I C O C A の紛失再発行)**

**第 15 条** 小児用 I C O C A を記名人が紛失した場合で、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表 2 に定める駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該小児用 I C O C A の再発行を行う。この場合、当該小児用 I C O C A に対して、再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に別表 2 に定める駅で再発行を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 再発行を行うときに、I C O C A 再発行登録票を提出できること。

**2～3** (略)

**4** 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I C O C A を発見した場合、旅客はこれを別表 2 に定める駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は発見した小児用 I C O C A とともに「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、デポジットの返却を請求する旅客が小児用 I C O C A の記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

**5** (略)

**(障害再発行)**

**第 17 条** I C O C A または小児用 I C O C A の破損等によって I C 証票の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 14 条の規定により小児用 I C O C

**(小児用 I C O C A の紛失再発行)**

**第 15 条** 小児用 I C O C A を記名人が紛失した場合で、「I C O C A 乗車券再発行登録申込書」を別表 2 または別表 3 に定める駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該小児用 I C O C A の再発行登録を行う。この場合、当該小児用 I C O C A に対して、再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に別表 2 に定める駅で再発行を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 再発行を行うときに、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」ならびに I C O C A 再発行登録票を提出できること。

**2～3** (略)

**4** 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I C O C A を発見した場合、旅客はこれを別表 2 または別表 3 に定める駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は発見した小児用 I C O C A とともに「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、デポジットの返却を請求する旅客が小児用 I C O C A の記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

**5** (略)

**(障害再発行)**

**第 17 条** I C O C A または小児用 I C O C A の破損等によって I C 証票の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 14 条の規定により小児用 I C O C

**再発行登録申込書へ変更**

**券売機更新に伴い、赤色券売機で紛失再発行登録が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定**

**追記**

**再発行時の申込書が必要であるため追記**

**券売機更新に伴い、赤色券売機でデポジット返却が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定**

Aの再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表2に定める駅に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該ICOCAまたは小児用ICOCAに対して再発行を行う。この場合、当該ICOCAまたは小児用ICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、ICOCA再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合はICOCA再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間に限る）に別表2に定める駅で再発行を行うものとする。

(1) (略)

(2) 再発行を行うときに、ICOCA再発行登録票と当該ICOCAまたは小児用ICOCAを提出できること。

**2～3** (略)

(払いもどし)

**第18条** 旅客は、ICOCAまたは小児用ICOCAが不要となった場合、これを別表2に定める駅に差し出したときは、当該ICOCAまたは小児用ICOCAのSF残額（10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。）の払いもどしを請求することができる。この場合、手数料としてICOCAまたは小児用ICOCA1枚につき220円を収受する。ただし、小児用ICOCAを所持する旅客が12歳となる年度の3月31日をこえ、小児用IC

Aの再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が「ICOCA乗車券再発行登録申込書」を別表2 または別表3に定める駅に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該ICOCAまたは小児用ICOCAに対して再発行登録を行う。この場合、当該ICOCAまたは小児用ICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、ICOCA再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合はICOCA再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間に限る）に小児用ICOCAは別表2、ICOCAは別表3に定める駅で再発行を行うものとする。

(1) (略)

(2) 再発行を行うときに、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」ならびにICOCA再発行登録票と当該ICOCAまたは小児用ICOCAを提出できること。

**2～3** (略)

(払いもどし)

**第18条** 旅客は、ICOCAまたは小児用ICOCAが不要となった場合、これを別表2 または別表3に定める駅に差し出したときは、当該ICOCAまたは小児用ICOCAのSF残額（10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。）の払いもどしを請求することができる。この場合、手数料としてICOCAまたは小児用ICOCA1枚につき220円を収受する。ただし、小児用ICOCAを所持する旅客が12歳となる年度の3月31日をこえ、小

**再発行登録申込書へ変更**

**券売機更新に伴い、赤色券売機で障害再発行登録が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定**

**追記**

**券売機更新に伴い、赤色券売機で障害再発行登録が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定**

**再発行時の申込書が必要であるため追記**

**券売機更新に伴い、ICOCA（定期券なし）の払いもどしが係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定**

OCAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しない。

2 小児用ICOCAにあつては、旅客が「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表2に定める駅に提出し、かつ公的証明書等の呈示により、払いもどしを請求する旅客が当該小児用ICOCAの記名人本人または代理人であることを証明できる場合に限り、払いもどしを行う。

3～6 (略)

#### (ICOCA定期券の発売方法)

第20条 旅客からICOCA定期券購入の申し出があつたときは、旅客営業規則第22条に定める通勤定期券、ならびに同第23条に定める通学定期券を搭載したICOCA定期券を発売する。なお、小児用ICOCA定期券購入の申し出があつたときは、当該小児が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるIC証票により、小児用ICOCA定期券を発売する。

2 前項に規定する小児用ICOCA定期券の発売は、旅客営業規則第15条の規定にかかわらず、ICOCA定期券購入の申出日が、当該旅客が12歳となる年度の3月31日をこえていなければならない。

3～5 (略)

#### (ICOCA定期券の紛失再発行)

第24条 ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表2に定め

小児用ICOCAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しない。

2 小児用ICOCAにあつては、旅客が「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表2 または別表3に定める駅に提出し、かつ公的証明書等の呈示により、払いもどしを請求する旅客が当該小児用ICOCAの記名人本人または代理人であることを証明できる場合に限り、払いもどしを行う。

3～6 (略)

#### (ICOCA定期券の発売方法)

第20条 旅客からICOCA定期券購入の申し出があつたときは、旅客営業規則第22条に定める通勤定期券、ならびに同第23条に定める通学定期券を搭載したICOCA定期券を発売する。なお、小児用ICOCA定期券購入の申し出があつたときは、当該小児が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるIC証票により、小児用ICOCA定期券を発売する。

2 前項に規定する ICOCA定期券の発売は、旅客営業規則第15条の規定にかかわらず、ICOCA定期券購入の申出日が、当該旅客が12歳となる年度の3月31日をこえていなければならない。

3～5 (略)

#### (ICOCA定期券の紛失再発行)

第24条 ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、「ICOCA乗車券再発行登録申込書」を別表2に定める

券売機更新に伴い、小児用ICOCA(定期券なし)の払いもどしが係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定

小児用ICOCA定期券ではなく、ICOCA定期券のため修正

再発行登録申込書へ変更

る駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券の再発行を行う。この場合、紛失した I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に再発行を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 再発行を行うときに、I C O C A 再発行登録票を提出できること。

2～5 (略)

#### ( I C O C A 定期券の障害再発行 )

**第 26 条** I C O C A 定期券の破損等によって I C 証票の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 22 条の規定により I C O C A 定期券の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が「再発行・発行替え・払いもどし申込書」を別表 2 に定める駅に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券に対して再発行を行う。この場合、当該 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合は I C O C A 再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に別表 2 に定める駅で再発行を行うものとする。

(1) ～ (2) (略)

駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券の再発行登録を行う。この場合、紛失した I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に再発行を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 再発行を行うときに、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」ならびに I C O C A 再発行登録票を提出できること。

2～5 (略)

#### ( I C O C A 定期券の障害再発行 )

**第 26 条** I C O C A 定期券の破損等によって I C 証票の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 22 条の規定により I C O C A 定期券の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が「I C O C A 乗車券再発行登録申込書」を別表 2 に定める駅に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行う。この場合、当該 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I C O C A 再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合は I C O C A 再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間に限る）に別表 2 に定める駅で再発行を行うものとする。

(1) ～ (2) (略)

追記

再発行時の申込書が必要であるため追記

再発行登録申込書へ変更

追記

(3) 再発行を行うときに、ICOCA再発行登録票と当該ICOCA定期券を提出できること。

**2～3 (略)**

附則 この規則は、平成29年4月15日から施行する。

附則 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規則は、令和3年9月15日から施行する。

附則 この規則は、令和6年3月14日から施行する。

**別表1～2 (略)**

**別表3 ICOCA定期券を発売しない種類**

- ・両線定期券
- ・特殊割引定期券

旅客規則第31条に規定する身体障害者および第33条に規定する介護人

旅客規則第32条に規定する知的障害者および第34条に規定する付添人

- ・「高頻度」敬老定期券
- 神戸市敬老優待乗車制度

(3) 再発行を行うときに、「再発行・発行替え・払いもどし申込書」ならびにICOCA再発行登録票と当該ICOCA定期券を提出できること。

**2～3 (略)**

附則 この規則は、平成29年4月15日から施行する。

附則 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規則は、令和3年9月15日から施行する。

附則 この規則は、令和6年3月14日から施行する。

附則 この規則は、令和7年3月17日から施行する。

**別表1～2 (略)**

**別表3 ICOCA乗車券の取扱駅3 (券売機での一部ICOCA係員業務を行う駅)**

対象駅

三宮駅・神戸空港駅・住吉駅・アイランドセンター駅

**別表4 ICOCA定期券を発売しない種類**

- ・両線定期券
- ・特殊割引定期券

旅客規則第31条に規定する身体障害者および第33条に規定する介護人

旅客規則第32条に規定する知的障害者および第34条に規定する付添人

- ・「高頻度」敬老定期券
- 神戸市敬老優待乗車制度

**再発行時の申込書が必要であるため追記**

**新設**

券売機更新に伴い、赤色券売機でICOCA(定期券なし)の紛失・障害再発行登録、払いもどし等が係員対応で可能となり、一部駅で実施するため改定